

資料7 EUETS

本資料は、2003年10月に発行された DIRECTIVE 2003/87/EC に関するものである。これはEUETSの具体的実施に関する基本的な事項が明記されている。第15条は、検証に関する規定であり、付属書5で検証基準を明確にしている。

なお、検証に関しては、IETA(International Emission Trading Association)の Verifiers Group(参加機関:LRQA, BQVI, DNV, SGS, TUV, KPMG, BSI)が”Accreditation Verification Manual EU ETS”作成作業を進めている。その概要は次のとおりである。

- Executive summary
- Comparison of accreditation requirements
- Multilateral recognition agreement
- Capacity building
- Verification requirements

このマニュアル作成作業についてIETAはEU委員会に手紙を出し、”We would like to invite IETA’s Verifiers Working Group to prepare, on a voluntary basis, the input for the above-mentioned process.”という回答(29 JAN.. 2004)を得ている。

DIRECTIVE 2003/87/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
of 13 October 2003

Article 1 Subject matter

Article 2 Scope

Article 3 Definitions

Article 4 GHG emissions permits

Article 5 Applications for GHG emissions permits

Article 6 Conditions for and contents of the GHG emission permit

Article 7 Changes relating to installations

Article 8 Coordination with Directive 96/61/EC

Article 9 National allocation plan

Article 10 Method of allocation

Article 11 Allocation and issue of allowances

Article 12 Transfer, surrender and cancellation of allowance

Article 13 Validity of allowances

Article 14 Guidelines for monitoring and reporting of emissions

Article 15 Verifications

加盟国は第14条第3項に従って、事業者から提出された報告書が付属書5で設定された基準に沿って検証されていること及び、それらを管轄する当局に通知されることを確実にしなければならない。

加盟国は全年度の排出量に対して3月31日までに付属書5で設定された基準に沿って成功裏に報告書が検証されなかった事業者は、当該事業者からの報告書が成功裏に検証されるまで、許可量 (allowance) の移転をできないようにすることを確実にしなければならない。

Article 16 Penalties

Article 17 Access to information

Article 18 Competence authority

Article 19 Registries

Article 20 Central Administrator

Article 21 Reporting by Member States

Article 22 Amendments to Annex III

Article 23 Committee

Article 24 Procedures for unilateral inclusion of additional activities and gases

Article 25 Links with other GHG emissions trading schemes

Article 26 Amendment of Directive 96/61/EC

Article 27 Temporary exclusion of certain installations

Article 28 Pooling

Article 29 Force majeure

Article 30 Review and further development

Article 31 Implementation

Article 32 Entry into force

Article 33 Addresses

ANNEX I CATEGORIES OF ACTIVITIES REFERRED TO IN ARTICLES 2(1), 3, 4, 14(1), 28 AND 30

ANNEX II GHGs REFERRED TO IN ARTICLES 3 AND 30

ANNEX III CRITERIA FOR NATIONAL ALLOCATION PLANS REFERRED TO IN ARTICLES 9, 22 AND 30

ANNEX IV PRINCIPLES FOR MONITORING AND REPORTING REFERRED TO IN ARTICLE 14(1)

ANNEX V CRITERIA FOR VERIFICATION REFERRED TO IN ARTICLE 15

基本原則

1. 付属書1に記載されているこの活動からの排出量は検証されなければならない。
2. 検証は、第14条第3項に従った報告書及び前年度のモニタリングに対する考察を含まなければならない。検証は、モニタリングシステム、排出量に関わる報告データと情報の信頼性、信憑性、正確性に言及しなければならない。特に、
 - (a) 報告された活動データ及び関連の測定と計算
 - (b) 排出係数の選択と採用
 - (c) 全体排出量決定を導く計算
 - (d) 測定機器が使用される場合には、測定方法の選択と採用の適切性
3. 報告された排出量は、信頼でき、信憑性があるデータ及び情報によって決定された排出量が高度の確実性を有している場合のみ、有効であるとみなされる。高度の確実性を有するために、事業者が次の事項を示すことが必要である：
 - (a) 報告されたデータに不整合がない
 - (b) データの収集が適用可能な科学的な基準に沿って実施されている
 - (c) 技当設備の関連の記録が完全であり整合がとれている
4. 検証機関は、検証対象に関連する全てのサイト及び情報に接しなければならない。
5. 検証機関は、当該設備がEMASに登録されているかどうかを考慮しなければならない。

Methodology

Strategic analysis

6. 検証は当該設備で遂行されている全ての活動の事前調査に基づいていなければならない。

Process analysis

7. 提出された情報の検証は、適切な場合には、当該設備のサイトで遂行されなければならない。検証機関は、報告されたデータ及び情報の信頼性を決定するためにスポットチェックを活用しなければならない。

Risk analysis

8. 検証機関は、当該設備の全ての排出量に寄与している個々の排出源のデータの信頼性評価のために当該設備の全ての排出源を利用(submit)しなければならない。
9. この分析を基礎として、検証機関は高いリスクで誤差となる排出源及び全排出量決定において誤差に寄与すると思われるモニタリングや報告手順の他の側面を明示的に特定しなければならない。これは特に個々の排出源からの排出量水準を決定するために必要な排出係数や計算方法の選択を含む。高いリスクの排出源や前述のモニタリング手順の側面には特に留意しなければならない。
10. 検証機関は、不確実性を最小化するという観点から事業者が採用した効果的なリスク制御を考慮しなければならない。

Report

11. 検証機関は、有効化審査で第14条第3項に従った報告書が満足なものであるかどうかを表明する報告書を作成しなければならない。この報告書は、遂行した作業に関連する全ての事項を特定しなければならない。検証機関の意見で、全排出量には重大な誤謬がない場合には、第14条第3項に従った報告書が満足なものであるという声明書が作成されても良い。
12. 検証機関は、事業者とは独立でなければならない。健全かつ客観的な職業的手法でその活動を遂行しなければならない。そして、次の事項を理解しなければならない。
 - (a) 第14条第1項に従って委員会が採用した関連の規格やガイダンスと同様にこの指令の各条項
 - (b) 検証活動に関わる法律、規制及び事務手続きの要求事項
 - (c) 当該設備の個々の排出源に関わる全ての情報の生成、特に、データの収集、測定、計算及び報告に関連して。